

津山市教育振興基本計画

“つなぐ力を育む”



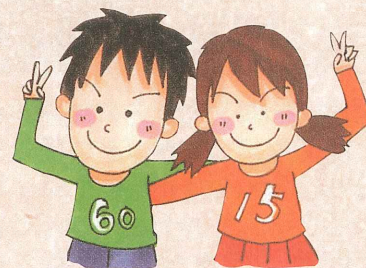
平成 24 年 2 月

津山市教育委員会

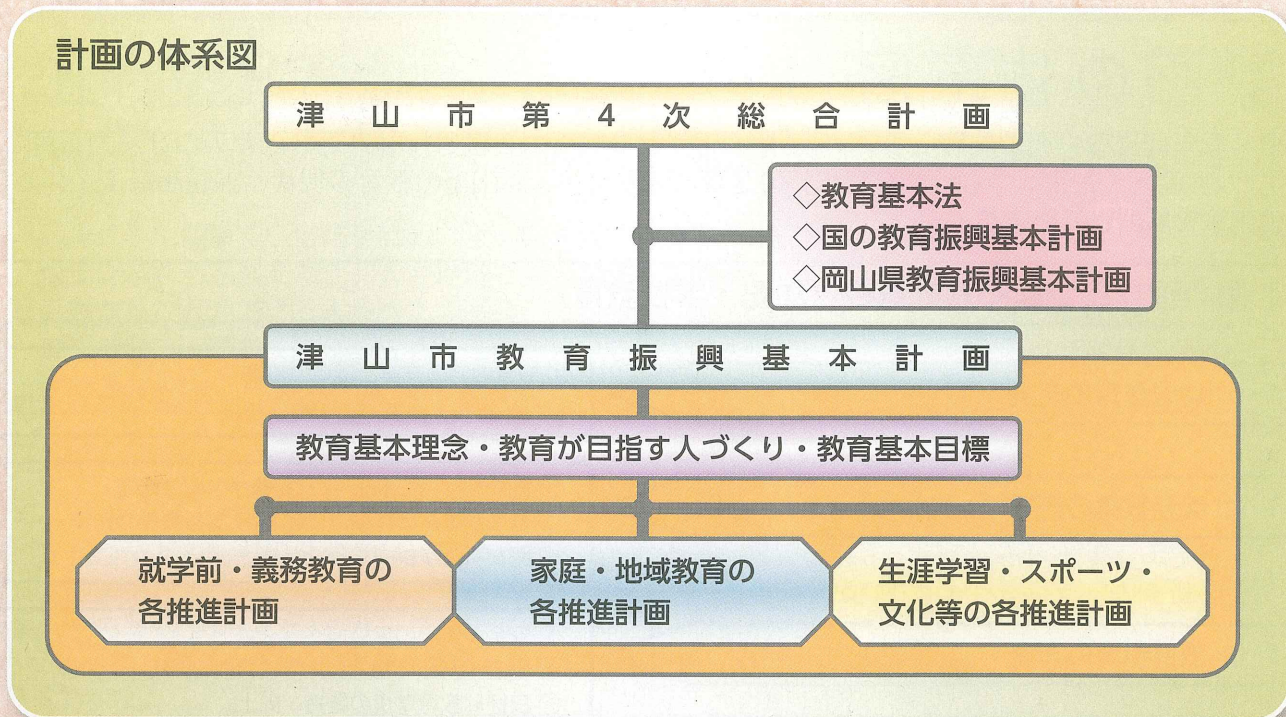
計画の概要

1 計画の位置付け

- (1) 教育基本法に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、津山市が目指す教育の基本理念を、概ね10年先を見通し、平成24年度から5年間に取り組む施策の基本的方向等を示す計画に位置付けます。
- (2) 津山市の教育全般についてのビジョンを示すとともに、「津山市第4次総合計画」等と整合性を図りながら、津山市教育振興のための具体的な施策を総合的、体系的に位置付けます。



計画の体系図



2 計画における「教育」の範囲

- (1) この計画は、就学前・義務教育、家庭教育、社会教育の範囲です。
ただし、県立・私立の学校で行われる教育内容や学校経営等については、各校の独自性から本計画には含んでおりません。
- (2) 乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等、生涯におけるいずれの時期の教育も含みます。
- (3) 教育委員会全般のほか、市長部局が所管する分野・施策の一部を含みます。

3 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間です。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化等により、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行います。

【お問い合わせ】

津山市教育委員会 学校教育部 教育総務課
〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 電話 0868-32-2112
津山市教育振興基本計画ホームページ
<http://www.city.tsuyama.lg.jp>

津山市教育基本理念

「つなぐ力」を育む ～あなたとわたし、学校・家庭・地域、そして世代を超えて～

私たちは、身近な家族、学んでいる学校、所属する集団、暮らしている地域で人間関係のネットワークを築き、さらに世代を超えて、先人たちから、私たち、そして未来の人たちへと人の営みをつないでいきます。その中にあって、教育の役割は、「確かな学力」を身につけ、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、生涯を通じて学び、成長しつづけるための基盤である「生きる力」を養うことにあります。21世紀のグローバル化が進む厳しい国際社会の中で、たくましく生き抜くためには、健康・体力を保持し、自らの課題を見つめ、学び・考え、主体的に判断・行動する力が必要です。また、自己を認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性をもって、人とつながることができる力をつけることが大切です。そのため、学校では、人格の完成を理想とした質の高い教育を目指し、次世代を担う子どもたちが、常に向上心に燃え、志高く努力を重ね、「つなぐ力」を備えるよう、育成していかなければなりません。さらには、学校・家庭・地域がつながり、すべての市民の資質や能力の向上が図られるよう、学習機会を充実させ、まち全体で人を育む「つなぐ力」を培わなければなりません。「つなぐ力」は、個人の学びから一歩踏み出し、学びの成果を広く社会の中に活かすことのできる基礎となる力でもあり、長い歴史に裏打ちされた、子どもたちを育てていく地域社会そのものともいえます。「あなたとわたし」の点から、「家庭・学校・地域」の面へ広がり、「過去から未来」へと時を超えて、様々なものがつながりあい、笑顔があふれ、いきいきとした津山らしい社会が実現することを願います。



げんぼプロジェクトマスコット
「げんぼくん」

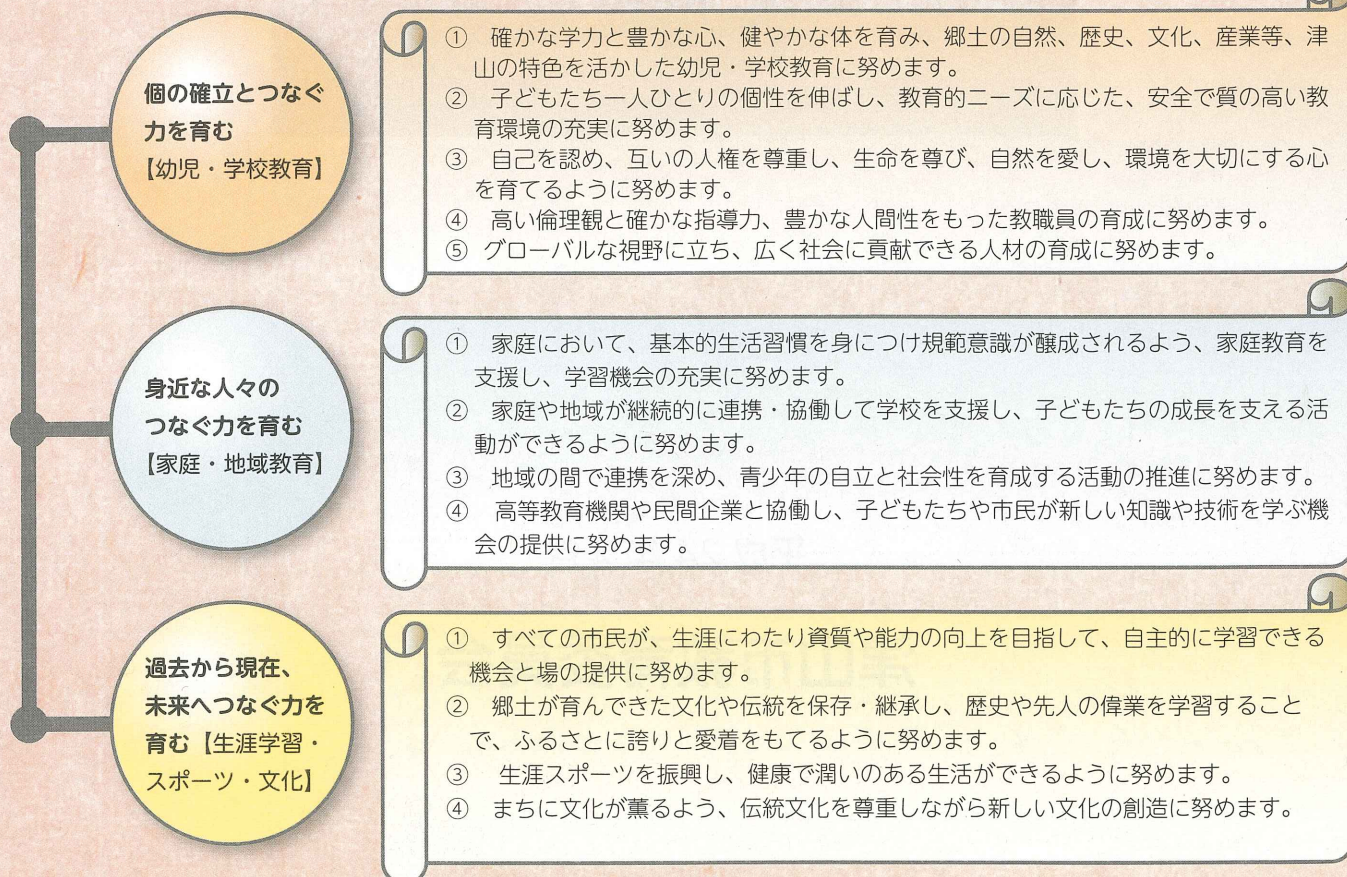
津山市の教育が目指す人づくり

- (1) 国際社会を生き抜くため、確かな学力を身につけ、生涯にわたって向上心に燃え、自分自身の道を切り拓く人
- (2) 心身ともに健康で、自己を認め、互いの人権を尊重する、豊かな人間性を備えた人
- (3) 愛情あふれる家庭を築き、人や地域とのつながりを大事にし、自己の力を地域に活かし、いきいきと活動することができる人
- (4) 津山の自然・歴史・文化・社会をかけがえのないものと感じ、郷土に誇りをもって次代に伝えることができる人

教育基本目標

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、地域に活力と夢と希望を与え、明るい未来を築くエネルギーとなります。また、市民一人ひとりが学習を深め、芸術文化の創造と多様なスポーツの振興などを進めることは、魅力あるまちづくりにつながります。

「つなぐ力」を備えた人づくり・まちづくりを目指すため、次の目標を掲げます。



計画の体系図

今後5年間に取り組む施策について、「個の確立とつなぐ力を育む」、「身近な人々のつなぐ力を育む」、「過去から現代、未来へつなぐ力を育む」の3点に体系化し、津山市の教育の現状と課題を踏まえ、それぞれの施策を展開しています。

1 個の確立とつなぐ力を育む（幼児・学校教育）

1-(1) 幼児教育の充実

- ① 教育内容の充実と環境の整備

1-(2) 義務教育の充実

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 開かれた学校づくり

1-(3) 教育環境の充実

- ① 安全・安心の学校づくり
- ② 安全・安心に配慮した学校給食の充実
- ③ 良好な教育環境の維持・向上

2 身近な人々のつなぐ力を育む（家庭・地域教育）

2-(1) 青少年の健全育成の推進

- ① 青少年健全育成の総合的な推進
- ② 相談、支援体制の整備と社会参加の促進

2-(2) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- ② 家庭教育への支援
- ③ 地域資源を活用した学習の推進

3 過去から現在、未来へつなぐ力を育む（生涯学習・スポーツ・文化）

3-(1) 生涯学習環境の整備

- ① 生涯学習の推進
- ② 学習情報・機会の提供
- ③ 拠点施設の整備
- ④ 生涯学習成果の活用

3-(2) スポーツ活動の支援と施設の活用

- ① 生涯スポーツの推進
- ② スポーツ環境の整備
- ③ 競技力の向上

3-(3) 芸術文化の振興、文化財の保存と活用

- ① 市民文化の創造と継承
- ② 文化環境の整備
- ③ 文化財の保存と活用
- ④ 郷土史学習の推進